

令和三年六月十八日受領
答弁第一七四号

内閣衆質二〇四第一七四号

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員高井崇志君提出日本脳炎・おたふく風邪ワクチン不足等に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員高井崇志君提出日本脳炎・おたふく風邪ワクチン不足等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「日本脳炎ワクチン及びおたふく風邪ワクチンの供給不足」、「平年と比べてどの程度の供給不足」及び「供給不足解消」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本脳炎ワクチンの供給量については、令和二年度と比較して、令和三年度は八十万本程度減少する見込みであるところ、政府としては、地方公共団体等に対して、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期の予防接種に係る対応について」（令和三年一月十五日付け健健発〇一一五第一号厚生労働省健康局健康課長通知。以下「課長通知」という。）等により、当該ワクチンの供給量について今後の見通しを周知しているほか、日本脳炎に係る予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定による定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者が対象期間内に接種を受けることができるよう、個別通知の発送時期の調整や対象期間の終期が近い年齢の者への優先接種の実施を依頼しているところである。また、令和四年度の当該ワクチンの供給量は令和二年度の供給量を上回る見込みであり、引き続き、地方公共団体に対する通知や厚生労働省ホームページ等により必要な情報提供を行ってまいりたい。

おたふくかぜワクチンについては、おたふくかぜが定期接種の対象疾病とされていないため、当該ワクチンの供給量について政府として詳細には把握しておらず、周知も行っていないが、現在、一時的に当該ワクチンの出荷を停止しており、令和三年十月末に出荷を再開する予定である旨を発表している当該ワクチンの製造販売業者があることは承知している。

三の1について

お尋ねの「接種時期がずれた者の人数又はずれる見込みの人数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本脳炎に係る定期接種の対象者が御指摘の「案内」を受けた後、対象期間内のどのタイミングで接種を受けるかについては、個人によって様々であり、政府として把握していない。なお、政府としては、一及び二についてでお答えしたとおり、日本脳炎に係る定期接種の対象者が対象期間内に接種を受けることができるよう、必要な取組を行っているところである。

三の2について

お尋ねの「確実に接種できる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「高校三年生相当の方」のうち日本脳炎に係る定期接種が完了していない者について、対象期間内に接

種を受けることができるようにするため、課長通知において、「二千二十一年度の個別通知を行う際には、
・・・二千三（平成十五）年度生まれの特例対象者に通知すること」と示すなどにより、対象期間の終期
が近い年齢の者への優先接種の実施を依頼しているところである。

三の3について

お尋ねの「日本脳炎ワクチンの効果への影響」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一及び
二についてでお答えしたとおり、定期接種の対象者が対象期間内に日本脳炎ワクチンの接種を受けること
ができるよう、必要な取組を行っているところであり、当初予定していたタイミングより接種が遅れたと
しても、対象期間内に接種を受けることにより、日本脳炎の予防効果があるものと考えている。

四について

おたふくかぜワクチンについては、平成二十四年五月二十三日に厚生科学審議会感染症分科会予防接種
部会で取りまとめられた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「広く接種を促進
していくことが望ましい」ワクチンの一つとされたことを踏まえ、厚生科学審議会等において当該ワクチ
ンの技術的論点の検討が続けられており、政府としては、引き続き、当該審議会における議論等を踏まえ

て必要な検討を行ってまいりたい。